

# 第7回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成30年6月27日(水曜日) 午前10時  
受付開始午前9時

## 開催場所

東京都千代田区麹町6-6  
スクワール麹町 3階会議室  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式移転計画承認の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

## 目次

第7回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	17
計算書類……………	20
監査報告……………	23
株主総会参考書類……………	26

### 株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

平成30年6月26日(火曜日) 午後5時30分まで

証券コード 5289  
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目7番地2  
ゼニス羽田ホールディングス株式会社  
取締役社長 土屋 明 秀

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 1. 日 時** 平成30年6月27日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
- 2. 場 所** 東京都千代田区麹町6-6  
スクワール麹町 3階会議室  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 株式移転計画承認の件  
**第3号議案** 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表ならびに第2号議案における他の株式移転完全子会社（株式会社ホクコン）の平成30年3月期における計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.zenith-haneda.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.zenith-haneda.com>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融政策の効果などを背景に、企業収益が拡大し、雇用・所得環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中東及び北朝鮮情勢等の地政学的リスクの高まりや、米国の保守主義的な政策が強まり貿易摩擦が懸念されるなど、世界経済の不確定性の高まりにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画の初年度にあたり、下記の基本方針の計画達成に向け、積極的に取り組んでまいりました。

- ・ ナンバー1製品とオンリー1製品を武器に事業を拡張
- ・ コア事業（コンクリート事業）においては売上業界ナンバー1への基盤づくりを行い、ノンコア事業の中から次のコア事業を育成
- ・ M&Aによるコア事業の収益基盤の拡充を図るほか、新規事業にも果敢に挑戦
- ・ 資産（不動産）の有効活用を図り、財務体質の強化、安定化を図る

この基本方針のもと、コア事業であるコンクリート部門、並びに防災部門において出荷量が順調に推移したことから当連結会計年度の売上高は、17,117百万円と前年同期と比べ1,122百万円（7.0%）の増収となりました。また、コア事業の収益基盤の拡充を目的として、平成30年2月9日発表のとおり、株式会社ホクコンと経営統合に向け協議を行ってまいりました。我々はこの新たな事業グループの創設を契機として、より効率的な生産体制の構築と製品供給力の拡充に努め、これまで両社が築いてきた企業基盤を新しい企業存続基盤へと進化させ、競争力・収益力の強化を図るとともに、経営統合によるシナジーを加え、企業価値を拡大し、業界をリードするメーカーとしての確固たる地位の確立を図ってまいります。

利益面につきましては、落石防護柵等への研究開発投資の拡大により一般管理費は増加しておりますが、販売単価のアップ、並びに経費縮減に努めた結果、営業利益は2,222百万円と前年同期と比べ134百万円（6.5%）の増益となり、経常利益は2,361百万円と前年同期と比べ64百万円（2.8%）の増益となりました。また、税効果会計に係る会計基準における会社区分の変更等を受けて、法人税等調整額を△510百万円計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては1,962百万円と前年同期と比べ728百万円（59.0%）の増益となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。  
(コンクリート等製品事業)

コンクリート部門につきましては、東北の復興関連事業は一巡しましたが、異常気象やゲリラ豪雨による浸水被害、また大地震による下水道施設や管路の損壊リスクへの対策の必要性は更に高まっております。これにより、SJ-BOX、ユニホール、エスホール等の浸水対策製品が順調に推移しました。また、都市景観の美化、防災の観点から電線地中化事業が注目を集めていることによりCC-BOXも売上に貢献しました。防災部門におきましては、山間部における落石災害対策が急務となっていることにより、落石防護柵の防災製品等の出荷が好調でした。この結果、売上高は14,231百万円、前年同期と比べ465百万円(3.4%)の増収となりました。営業利益は2,226百万円、前年同期と比べ69百万円(3.0%)の減益となりました。

(セラミック事業)

セラミック事業は、売上高は940百万円、前年同期と比べ45百万円(5.1%)の増収となりました。営業利益は93百万円、前年同期と比べ45百万円(95.8%)の増益となりました。

(工事事業)

工事事業は、大型物件の受注工事が完成したこと、防災製品の売上が伸びたことで、当該製品の設置工事量が増えたこと等により、工事売上高1,357百万円、前年同期と比べ608百万円(81.3%)の増収となりました。営業利益は304百万円、前年同期と比べ158百万円(109.4%)の増益となりました。

(その他事業)

賃貸事業及び工事資材事業ともほぼ横這いで推移し、その他事業全体で、売上高は587百万円、前年同期と比べ2百万円(0.4%)の増収となりました。営業利益は201百万円と前年同期と比べ11百万円(6.2%)の増益となりました。

## 2. 対処すべき課題

足元の景気は緩やかながらも回復基調で推移しておりますが、少子高齢化による人口減少は目に見えて進み、社会環境の大きな変化がいま現実に起こっております。また、高度経済成長期に整備された社会インフラの多くは老朽化・劣化が進み、災害対策や老朽化対策のニーズは高まっているものの、国も地方自治体も財政事情は厳しく、維持・更新は一気には進まない状態です。これは我々の業界に向けられた大きな課題であると認識して

おります。

当社は、これまで永年に亘り街づくりや生活の安全と利便性確保に努め、社会に貢献してまいりましたが、これまでの延長線では、今後大きく変化する社会のニーズに応えていくことはできない、というのが現状の危機感であります。

当社は、株式会社ホクコンとの経営統合により、強固な経営基盤を構築するとともに最大限の統合シナジー創出を目指します。また、変化する社会環境に適合し、当社がこの業界の中で確固たる地位を占め、社会に貢献し続けていくために、我々自身の更なる成長と変革に取り組み、企業価値向上の加速化を図ってまいります。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、405百万円でありその主なものは次のとおりであります。

コンクリート等製品事業におきましては、製品製造に係る型枠類の更新等に357百万円の設備投資を行いました。

セラミック事業におきましては、製品製造に係る金型類の更新等に26百万円の設備投資を行いました。

全社共通として、主にシステムに係るソフトウェア等に16百万円の設備投資を行いました。

### 4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### 7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### 8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 4 期 平成27年3月期	第 5 期 平成28年3月期	第 6 期 平成29年3月期	第 7 期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	17,657	15,274	15,995	17,117
経 常 利 益 (百万円)	2,786	1,937	2,297	2,361
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,520	1,233	1,234	1,962
1 株当たり当期純利益 (円)	62.07	31.24	32.67	52.23
総 資 産 (百万円)	22,683	22,264	23,638	24,450
純 資 産 (百万円)	11,044	11,342	12,330	13,974

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ゼニス羽田株式会社	百万円 100	% 100.0	コンクリート等製品事業
株式会社ウイセラ	10	100.0	セラミック事業
北関コンクリート工業株式会社	20	100.0	コンクリート等製品事業
ゼニス建設株式会社	30	100.0	工事事業
東北羽田コンクリート株式会社	10	100.0	コンクリート等製品事業
株式会社ハネックス・ロード	10	100.0	その他事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。  
2. 議決権比率は、間接所有割合も含めて記載しております。

### ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌエクス	百万円 10	% 47.6	その他事業
大東ハネダ株式会社	10	50.0	コンクリート等製品事業
鶴見コンクリート株式会社	100	20.7	コンクリート等製品事業

(注) 鶴見コンクリート株式会社については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

連結子会社は前頁に記載の6社であり、持分法適用会社は上記の3社であります。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ゼニス羽田株式会社	東京都千代田区麹町 五丁目7番地2	5,270百万円	6,920百万円

## 11. 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業部門	主要製品及び事業内容
コンクリート等製品事業	マンホール、ヒューム管、ボックスカルバート等のコンクリート製品及び各種落石防護柵等の防災製品の製造・販売並びにその関連商品の販売
セラミック事業	電子部品及び半導体装置関連部品・摺動部品等のニューセラミック製品の製造・販売
工事事業	コンクリート製品及び防災製品の据付工事
その他事業	機器レンタル及び資材販売、RFID (非接触ICタグ)の販売及び不動産賃貸



## 12. 主要な拠点等（平成30年3月31日現在）

<当 社>

本 社 東京都千代田区

<子会社>

名 称	拠 点	事業所（所在地）
ゼニス羽田(株)	本 社 営 業 所	本社・営業本部（東京都千代田区）、札幌営業所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、水戸営業所（茨城県水戸市）、北関東営業所（茨城県結城市）、栃木営業所（栃木県小山市）、群馬営業所（群馬県安中市）、埼玉営業所（埼玉県さいたま市）、千葉営業所（千葉県千葉市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）、山梨営業所（山梨県甲斐市）、長野営業所（長野県松本市）、静岡営業所（静岡県静岡市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、京都営業所（京都府京都市）、大阪支店（大阪府大阪市）、兵庫営業所（兵庫県小野市）、岡山営業所（岡山県岡山市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
	工 場	結城工場（茨城県結城市）、小山工場（栃木県小山市）、熊谷工場（埼玉県熊谷市）、千葉工場（千葉県山武郡横芝光町）、静岡工場（静岡県磐田市）、桑名工場（三重県桑名市）、兵庫工場（兵庫県小野市）
北関コンクリート工業(株)	本 工 社 場	本社・工場（群馬県安中市）
(株)ウイセラ	本 工 社 場 営 業 所	本社・工場（岐阜県瑞浪市）、東京営業所（東京都千代田区）、中部営業所（岐阜県瑞浪市）、大阪営業所（大阪府大阪市）
ゼニス建設(株)	本 営 社 業 所	本社（東京都千代田区）、兵庫営業所（兵庫県小野市）
東北羽田コンクリート(株)	本 工 社 場	本社・工場（山形県長井市）
(株)ハネックス・ロード	本 社	本社（京都府京都市）

### 13. 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンクリート等製品事業	373名	△11名
セラミック事業	43名	△3名
工事事業	13名	2名
その他事業	12名	△2名
全社(共通)	20名	2名
合計	461名	△12名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人30名)は含んでおりません。  
 2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### 14. 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)りそな銀行	746
(株)三菱東京UFJ銀行	160
(株)三井住友銀行	159

- (注) (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、商号を(株)三菱UFJ銀行に変更しております。

## II 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 37,650,785株 (自己株式8,533,717株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 9,922名
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	2,646,220 <sup>株</sup>	7.02 <sup>%</sup>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,817,200	4.82
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,161,037	3.08
株 式 会 社 岩 崎 清 七 商 店	1,132,183	3.00
デ ン カ 株 式 会 社	815,120	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	798,200	2.12
仙 波 昌	776,170	2.06
岩 崎 清 一	687,396	1.82
株 式 会 社 和 田 商 店	608,263	1.61
仙 波 不 二 夫	565,177	1.50

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式(8,533,717株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 根 総	ゼニス羽田(株)代表取締役会長
代表取締役社長	土 屋 明 秀	ゼニス羽田(株)代表取締役社長
代表取締役副社長	仙 波 昌	ゼニス羽田(株)取締役副社長
取 締 役	原 田 浩 二	ゼニス羽田(株)取締役常務執行役員生産技術本部長
取 締 役	山 本 讓	ゼニス羽田(株)取締役常務執行役員営業本部長
取 締 役	小 池 邦 吉	港 総 合 法 律 事 務 所
常 勤 監 査 役	大 塚 栄	ゼニス羽田(株)監査役
監 査 役	福 井 経 一	
監 査 役	加 藤 公 道	

- (注) 1. 取締役小池邦吉氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
2. 監査役福井経一氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
3. 監査役加藤公道氏は、社外監査役であります。  
4. 監査役福井経一氏は、(社)日本下水道協会の理事長の経験を通じて、経営監督の実績及び高い見識を備えております。  
5. 監査役加藤公道氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 取締役中野輝雄氏、取締役塩見昌紀氏、取締役阿曾伸悦氏、取締役村瀬優氏は、平成29年6月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。  
7. 当社と社外取締役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬		賞与		合計
	人数	支給額	人数	支給額	支給額
	名	百万円	名	百万円	百万円
取締役	10	98	10	22	120
うち社外取締役	1	5	1	1	6
監査役	3	15	3	1	16
うち社外監査役	2	7	2	0	8
合計	13	113	13	23	137
うち社外役員	3	12	3	1	14

(注) 上記には、平成29年6月29日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小 池 邦 吉	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	福 井 経 一	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、また監査役会には、11回全てに出席し、必要に応じ、経営に関する高い見識に基づき、かつ独立性を踏まえた中立の立場からの発言を行っております。
監 査 役	加 藤 公 道	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、また監査役会には、11回全てに出席し、必要に応じ、経営に関する高い見識に基づき、かつ独立性を踏まえた中立の立場からの発言を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小池邦吉氏、社外監査役福井経一氏及び社外監査役加藤公道氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

## (3) 独立社外取締役の2名以上の設置について(コーポレートガバナンス・コードへの対応)

当社は、当事業年度末日において独立社外取締役を1名置いております。独立社外取締役の2名以上の設置につきましては、設置の方向で検討してまいりましたが、当社に相応しい適任者を確保するまでには至りませんでした。

## V 会計監査人の状況 (平成30年3月31日現在)

### 1. 会計監査人の名称

監査法人大手門会計事務所 (一時会計監査人)

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人よつば総合事務所は、平成29年9月30日付で当社との監査契約を解除し、会計監査人を辞任いたしました。これに伴い、平成29年10月5日開催の監査役会において監査法人大手門会計事務所を一時会計監査人に選任し、平成29年10月17日付で就任しております。

### 2. 会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25百万円
- (2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記(1)(2)に記載の金額は、監査法人よつば総合事務所に対する報酬等の額12百万円と一時会計監査人である監査法人大手門会計事務所に対する報酬等の額12百万円の合計であります。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及びグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
  - ② 内部監査室の監査及び内部通報体制等により、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
  - ③ 担当取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備等を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役及び監査役において常に関連できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
  - ① 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、各部門にリスク管理責任者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。
  - ② 内部監査室は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた体制の整備を行います。
  - ③ 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。
  - ④ 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社及びグループ各社は、原則として、毎月1回程度取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。

- ② 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役及び各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及びグループ各社のリスク情報の有無を監査していくとともに、当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとしします。
- ② 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとしします。
- ③ その他、グループ各社の業務執行については、「関連会社管理規程」に基づき、事前承認又は報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき部署として監査役会事務局を設置し、使用人を配置するものとしております。
- ② 監査役会事務局の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定いたします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 当社及びグループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしします。
- ② 監査役は、必要に応じ、取締役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとしします。
- ③ 監査役に対し報告等を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとしします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告やその他会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。



## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」を定めるとともに、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの運用状況を踏まえながら、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。
- (2) グループ各社の業務の遂行状況についても、適時適切に当社取締役会及び監査役への報告が行われております。また内部監査室はグループ各社と連携し、当社グループ全体としてのリスク管理を行っております。
- (3) 監査役と取締役及びグループ各社の取締役は常に意思疎通を図り、当社及びグループ各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項については、監査役に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

## Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

---

本事業報告中における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,506,951</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,200,645</b>
現金及び預金	6,466,324	支払手形及び買掛金	3,465,972
受取手形及び売掛金	6,545,787	短期借入金	1,230,000
未成工事支出金	71,501	1年内返済長期借入金	161,112
商品及び製品	1,459,775	1年内償還予定の社債	236,000
仕掛品	107,251	リース債務	18,798
原材料及び貯蔵品	384,737	未払法人税等	437,418
繰延税金資産	235,027	賞与引当金	282,289
その他	250,035	工場閉鎖損失引当金	118,500
貸倒引当金	△13,488	その他	1,250,555
<b>固定資産</b>	<b>8,943,607</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,275,449</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,349,491</b>	社債	90,000
建物及び構築物	821,210	長期借入金	243,773
機械装置及び運搬具	229,652	リース債務	34,149
工具、器具及び備品	242,965	繰延税金負債	243,150
土地	5,987,769	退職給付に係る負債	1,331,607
リース資産	49,336	役員退職慰労引当金	4,290
建設仮勘定	18,556	再評価に係る繰延税金負債	650,951
<b>無形固定資産</b>	<b>117,168</b>	工場閉鎖損失引当金	514,805
その他	117,168	その他	162,721
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,476,947</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,476,094</b>
投資有価証券	929,980	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	6,729	<b>株主資本</b>	<b>12,530,165</b>
繰延税金資産	13,970	資本金	2,000,000
その他	600,905	資本剰余金	743,845
貸倒引当金	△74,638	利益剰余金	11,257,036
		<b>自己株式</b>	△1,470,716
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,444,298</b>
		その他有価証券評価差額金	224,499
		土地再評価差額金	1,219,799
		<b>純資産合計</b>	<b>13,974,463</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,450,558</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>24,450,558</b>

## 連結損益計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
売上		17,117,551
売上		11,905,698
販売費及び一般管理費		5,211,852
営業外収益		2,989,221
営業外収益		2,222,631
受取利息	247	
受取配当金	17,677	
受取投資利益	11,665	
受取リース利益	21,456	
受取材料	30,000	
受取料	40,000	
受取指賃	23,134	
受取売却益	35,284	
受取他	32,966	212,432
営業外費用		
支払利息	20,972	
支払除却	13,519	
支払繰入金	15,908	
支払他	23,109	73,510
経常利益		2,361,554
特別利益		
固定資産売却益	9,262	
投資有価証券売却益	9,320	
工場閉鎖引当金戻入益	54,500	73,083
特別損失		
固定資産除却損	3,129	
固定資産減損	21,566	
減損	127,835	152,531
税金等調整前当期純利益		2,282,106
法人税、住民税及び事業税	830,720	
法人税等調整額	△510,993	319,726
当期純利益		1,962,379
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,962,379

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,000,000	743,845	9,595,870	△1,437,701	10,902,015
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△301,213		△301,213
親会社株主に帰属する当期純利益			1,962,379		1,962,379
自 己 株 式 の 取 得				△33,015	△33,015
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,661,165	△33,015	1,628,149
当 期 末 残 高	2,000,000	743,845	11,257,036	△1,470,716	12,530,165

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	209,011	1,219,799	1,428,810	12,330,826
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△301,213
親会社株主に帰属する当期純利益				1,962,379
自 己 株 式 の 取 得				△33,015
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,487		15,487	15,487
当 期 変 動 額 合 計	15,487	—	15,487	1,643,637
当 期 末 残 高	224,499	1,219,799	1,444,298	13,974,463

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	763,862	流動負債	541,307
現金及び預金	215,177	短期借入金	240,000
前払費用	3,470	未払金	25,039
未収の金	503,746	未払費用	1,961
その他の資産	41,467	リース負債	2,439
有形固定資産	6,156,193	未払法人税等	263,463
建物	2,323	未払消費税等	4,846
リース資産	0	預り金	3,556
投資その他の資産	2,323	固定負債	2,100,000
関係会社株式	6,153,869	関係会社長期借入金	2,100,000
その他の	6,030,649	負債合計	2,641,307
その他	123,220	(純資産の部)	
		株主資本	4,278,748
		資本剰余金	2,000,000
		資本準備金	3,268,950
		その他の資本剰余金	500,000
		利益剰余金	2,768,950
		その他利益剰余金	466,943
		繰越利益剰余金	466,943
		自己株式	△1,457,146
		純資産合計	4,278,748
資産合計	6,920,055	負債及び純資産合計	6,920,055

# 損益計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
営業収益	685,815
営業費用	233,393
営業利益	452,421
営業外収益	
雑収入	4,496
営業外費用	
支払利息	36,413
雑損	511
経常利益	419,994
税引前当期純利益	419,994
法人税、住民税及び事業税	25,519
当期純利益	394,475

## 株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
				資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	2,000,000	500,000		2,768,950	3,268,950
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					—
当 期 純 利 益					—
自 己 株 式 の 取 得					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,000,000	500,000		2,768,950	3,268,950

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	373,682	373,682	△1,456,784	4,185,848	4,185,848
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△301,213	△301,213		△301,213	△301,213
当 期 純 利 益	394,475	394,475		394,475	394,475
自 己 株 式 の 取 得		—	△361	△361	△361
当 期 変 動 額 合 計	93,261	93,261	△361	92,899	92,899
当 期 末 残 高	466,943	466,943	△1,457,146	4,278,748	4,278,748

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

ゼニス羽田ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 中 村 尋 人 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼニス羽田ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼニス羽田ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 1.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年5月15日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議した。
- 2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社ホクコンとの間で両社での株主総会による承認を条件として、平成30年10月1日を効力発生日とした株式移転により、共同持株会社を設立することを、平成30年5月15日開催の取締役会において決議し、「株式移転計画書」を作成し、両社の経営統合に関する「統合契約書」を同日付で締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

ゼニス羽田ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 村 尋 人 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼニス羽田ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 1.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年5月15日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議した。
- 2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社ホクコンとの間で両社での株主総会による承認を条件として、平成30年10月1日を効力発生日とした株式移転により、共同持株会社を設立することを、平成30年5月15日開催の取締役会において決議し、「株式移転計画書」を作成し、両社の経営統合に関する「統合契約書」を同日付で締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な関連する事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### 3. 後発事象

- (1) 連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年5月15日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議しております。
- (2) 連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月9日付にて締結した会社と株式会社ホクコンとの経営統合に関する「基本合意書」に基づき、共同株式移転の方法により平成30年10月1日をもって両社の完全親会社となる「株式会社ベルテクスコーポレーション」を設立することについて、平成30年5月15日開催の取締役会において決議のうえ、同日付にて、「株式移転計画書」を共同で作成し、「統合契約書」を締結しております。なお、本株式移転は、平成30年6月27日開催予定の第7回定時株主総会による承認を前提としております。

平成30年5月28日

ゼニス羽田ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 大塚 栄 ㊟  
社外監査役 福井 経一 ㊟  
社外監査役 加藤 公道 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、安定した配当を継続していくことを基本としております。

当期につきましては、主力のコンクリート事業が好調に推移したことにより、期末普通配当を1株当たり8円とし、特別配当として1株当たり2円を加え以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 10円 総額 376,507,850円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成30年6月28日

## 第2号議案 株式移転計画承認の件

当社と株式会社ホクコン（以下「ホクコン」といいます。）とは、平成30年5月15日の両社取締役会において、当社及びホクコンが共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社ベルテクスコーポレーション（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）に関する株式移転計画書を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由

両社は、土木・建築関係のコンクリート二次製品製造を主体としておりますが、当社は東北から関東圏で強みを持つのに対し、ホクコンは福井県を中心とする北陸圏をはじめ、中部から関西以西に強みを築いております。

両社は、これまで永年に亘り、街づくりや生活環境の維持改善に、また防災製品を通じ安全で快適な環境の創造に努めてまいりましたが、今後、公共事業費等の削減も予想されるなか、当業界における需給環境は決して楽観できるものではないと認識しております。

このような経営環境に対する認識を共有する両社は、これまでの関係を進化させ、経営統合による新たな事業グループを創設することといたしました。スピード感をもった経営統合の実現を目指し、平成30年10月1日に新設する共同持株会社の傘下に両社グループの主要事業会社である株式会社ホクコンとゼニス羽田株式会社が並存する統合形態とします。統合によるスケールメリットを活かしつつ、製品の相互補完による供給力の拡充や事業拠点の再編など効率化を追求します。また、これまで培ったノウハウを結集し、製品・技術開発力のより一層の強化に取り組んでまいり所存であります。

我々は経営統合によって強固な経営基盤を構築するとともに、両社から引継がれる事業基盤を共有することで最大限の統合シナジーを創出し、企業価値の拡大と業界をリードするメーカーとしての地位確立を目指すものであります。

### 2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容は、後記の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 株式移転比率

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し、共同持株会社の発行する新株式の割当比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

	当社	ホクコン
株式移転比率	0.20	0.20

(注1) 当社の現状の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条において望ましいとされる1投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲を下回った水準で推移しておりますので、今般併せて発行済株式数の適正化を図るとともに事務の効率化の観点から、ホクコンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.20株を、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.20株をそれぞれ交付いたします。

(注2) 本株式移転による株式併合効果の内容（当社）

①平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.2株を交付することから、結果として5株につき1株の割合での株式併合効果を生じます。

②本株式移転による株式数の減少効果

本株式移転前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	46,184,502株
本株式移転により当社株主に交付される共同持株会社の株式数	9,236,900株
本株式移転により減少する株式数	36,947,602株

(注) 本株式移転により当社株主に交付される共同持株会社の株式数及び本株式移転により減少する株式数は、本株式移転前の発行済株式数及び株式移転比率に基づき算出した理論値であります。

③発行可能株式総数

本株式移転前の当社の発行可能株式総数（平成30年9月30日現在）	180,000,000株
本株式移転後の共同持株会社の発行可能株式総数（平成30年10月1日現在）	46,000,000株

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後共同持株会社成立日までの間において、ホクコン又は当社の事業、財産状態又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、株式移転計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難となった場合には、両社で協議のうえ、変更することがあります。

(注3) 共同持株会社が発行する新株式数は、普通株式11,684,450株となる予定であります。

上記数値は、平成30年3月31日時点におけるホクコンの発行済株式総数(12,237,750株)、平成30年3月31日時点における当社の発行済株式総数(46,184,502株)に基づいて算出しております。

なお、当社が平成30年5月15日に公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」により今後新たに取得していく予定の上限250,000株の当社の自己株式も含め、当社及びホクコンが平成30年9月30日時点で保有している自己株式も本株式移転の対象となります。本株式移転により両社がそれぞれ保有することとなる共同持株会社の株式については、今後のM&A戦略などに対し機動的な資本政策を可能とするため、また、両社の役職員に対するインセンティブ・プランとしての活用などを想定しておりますが、グループの資本効率向上の観点から、自己株式消却等も選択肢として総合的に検討してまいります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転によりホクコン及び当社の株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、ホクコンの株式を500株以上、又は当社の株式を500株以上保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるホクコン又は当社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるホクコン又は当社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能となります。

## (2) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

### ① 算定の基礎

ホクコン及び当社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公平性を期すため、ホクコンはAGSコンサルティング株式会社(以下「AGS」といいます。)に対し、当社は太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下「GT」といいます。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

AGSは、両社の株式価値につき多面的に評価を行うこととし、非上場会社であるホクコンについては類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、

「DCF法」といいます。)を用いて株式価値を算定し、上場会社である当社については市場株価法及びDCF法を用いて評価の上、株式移転比率を算定したとのことです。

なお、AGSがDCF法による分析の基礎としたホクコンの将来の利益計画では、平成30年2月に福井県を襲った大雪による工場稼働の一時的停止の影響で平成30年3月期に計上予定であった売上高約300百万円(売上総利益約45百万円)相当の製品の納入が翌年度へずれ込んだことにより、平成31年3月期の営業利益は対前年度比較において大幅な増益を見込んでいたとのことです。一方、AGSがDCF法による分析の基礎とした当社の将来の利益計画には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです(以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、ホクコンの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。)

ホクコン	当社	株式移転比率の算定レンジ
類似会社比較法	市場株価法	0.89~1.18
DCF法	DCF法	0.52~1.01

なお、市場株価法では、平成30年4月16日から平成30年5月14日までの1ヶ月間、平成30年2月15日から平成30年5月14日までの3ヶ月間及び平成29年12月15日から平成30年5月14日までの6ヶ月間の各期間の終値平均株価を採用しています。

AGSは、本株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っていません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGSの本株式移転比率の算定は、平成30年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

GTは、両社の株式価値につき多面的に評価を行うこととし、非上場会社であるホクコンについては類似会社比較法及びDCF法を用いて株式価値を算定し、上場会社である当社については市場株価法及びDCF法を用いて評価の上、株式移転比率を算定しました。なお、GTがDCF法による分析の基礎としたホクコンの将来の利益計画では、平成30年2月に福井県を襲った大雪による工場稼働の一時的停止の影響で平成30年3月期に計上予定であった売上高約300百万円(売上総利益約45百万円)相当の製品の納入が翌年度へずれ込んだことにより、平成31年3月期の営業利益は対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。一方、GTがDCF法による分析の基礎とした当社の将来の利益計画には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、ホクコンの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。）。

ホクコン	当社	株式移転比率の算定レンジ
類似会社比較法	市場株価法	0.83~1.19
DCF法	DCF法	0.78~1.09

なお、市場株価法では、平成30年2月9日に当社が「株式会社ホクコンとゼニス羽田ホールディングス株式会社の経営統合に向けた協議開始に関するお知らせ」を公表したことを受けて、当社の普通株式の市場株価が短期的に昨年来高値を付けるまで上昇し、その後公表前の水準まで下落するなど一時的な動きを示したことから、その株価への影響を排除するため、上記公表日の前営業日である平成30年2月8日を算定基準日として、平成30年1月9日から算定基準日までの1ヶ月間、平成29年11月9日から算定基準日までの3ヶ月間及び平成29年8月9日から算定基準日までの6ヶ月間の各期間の普通株式の終値を基に分析しています。

GTは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。GTによる株式移転比率の算定は、平成30年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

## ② 算定の経緯

上記のとおり、ホクコンはAGSに、当社はGTに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合いました。

## ③ 算定機関との関係

算定機関であるAGS及びGTは、いずれもホクコン又は当社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。



④ 共同持株会社の上市申請に関する事項

ホクコン及び当社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に上市申請を行う予定です。上市日は平成30年10月1日を予定しております。また、ホクコン及び当社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上市に伴い、当社につきましては平成30年9月26日に東京証券取引所を上市廃止となる予定です。

なお、上市廃止の期日につきましては、東京証券取引所の規則により規定されます。

⑤ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、ホクコンは、ホクコンから独立した第三者算定機関としてAGSを選定し、本株式価値移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。当社は、当社から独立した第三者算定機関としてGTを選定し、本株式価値移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、ホクコンはAGSより、当社はGTより、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、ホクコンと当社との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

当社とホクコンは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ① 資本金の額   | 30億円      |
| ② 資本準備金の額 | 7億5,000万円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0円        |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社とホクコンの間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

株式移転完全子会社となる当社及びホクコンは、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、当該事項はありません。

5. ホクコンの計算書類等の内容

(1) ホクコンの平成30年3月期における計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.zenith-haneda.com>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項  
共同持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
<p>はなむら しんじ 花村 進治 (昭和32年6月8日生)</p>	<p>昭和55年4月 北陸コンクリート工業(株) (現㈱ホクコン) 入社 平成10年3月 同社技術本部設計技術チームリーダー 平成12年6月 同社執行役員技術本部長代行兼機能保証チームリーダー 平成15年4月 同社執行役員生産副統括部長兼兵庫工場長 平成18年6月 同社取締役生産本部長兼兵庫工場長 平成20年3月 同社取締役執行役員総合企画本部長 平成22年6月 同社取締役常務執行役員総合企画本部長 平成25年6月 同社取締役専務執行役員総合企画本部長 平成26年6月 同社代表取締役社長総合企画本部長 平成29年3月 同社代表取締役社長 (現任) (現在に至る)</p>	<p>① 普通株式 0株 ② 普通株式 58,500株 ③ 普通株式 11,700株</p>
<p>たなか よしひと 田中 義人 (昭和33年6月27日生)</p>	<p>昭和56年4月 北陸コンクリート工業(株) (現㈱ホクコン) 入社 平成4年4月 同社武生工場長 平成13年4月 同社環境事業本部バイオシステム事業所長 平成18年6月 同社執行役員技術本部長 平成20年3月 メンテナンス調査設計(株)代表取締役社長 平成23年3月 ㈱ホクコン技術本部長 平成23年6月 同社取締役執行役員技術本部長 平成25年6月 同社取締役常務執行役員技術本部長 平成27年6月 同社取締役専務執行役員技術本部長 平成28年2月 同社代表取締役副社長技術本部長 (現任) (現在に至る)</p>	<p>① 普通株式 0株 ② 普通株式 59,000株 ③ 普通株式 11,800株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
たかね さとし 高根 総 (昭和33年10月23日生)	昭和57年4月 ㈱協和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成12年7月 ㈱あさひ銀行(現㈱りそな銀行) 等々力支店長 平成14年6月 ㈱ハネックス(現ゼニス羽田㈱) 管理本部部長 平成22年6月 同社取締役管理本部長 平成23年12月 同社取締役常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成26年4月 ゼニス羽田㈱代表取締役専務 平成29年4月 同社代表取締役会長(現任) 平成29年6月 当社代表取締役会長(現任) (現在に至る)	① 普通株式 3,500 株 ② 普通株式 0 株 ③ 普通株式 700 株
つちや あきひで 土屋 明秀 (昭和37年1月19日生)	昭和59年4月 スズキ㈱入社 平成17年7月 日本ゼニスパイプ㈱(現ゼニス羽田㈱) 入社 営業推進部長 平成18年9月 同社営業本部長兼東京支店長 平成19年8月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼名古屋支店長 平成21年4月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 平成21年8月 同社常務取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 平成23年4月 同社取締役常務執行役員営業本部長兼東京支店長 平成25年6月 当社取締役 平成26年4月 ゼニス羽田㈱常務取締役 平成29年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) (現在に至る)	① 普通株式 35,340 株 ② 普通株式 0 株 ③ 普通株式 7,068 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
せんば まさし 仙波 昌 (昭和40年2月17日生)	昭和62年4月 羽田コンクリート工業(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社 平成4年9月 同社専務取締役 平成14年9月 同社代表取締役社長 平成24年6月 同社代表取締役副社長 (現任) 平成26年4月 ゼニス羽田(株)代表取締役副社長 平成29年4月 同社取締役副社長 (現任) (現在に至る)	① 普通株式 776,170 株 ② 普通株式 0 株 ③ 普通株式 155,234 株
えみ けんいち 恵美 健一 (昭和37年3月22日生)	昭和55年4月 北陸コンクリート工業(株) (現(株)ホクコン) 入社 平成9年4月 同社名古屋営業所長 平成16年6月 メンテナンス調査設計(株)代表取締役社長 平成20年3月 (株)ホクコン営業本部関西営業部長 平成21年3月 同社営業本部副本部長 平成22年6月 同社執行役員営業本部副本部長 平成25年3月 同社執行役員営業本部長兼東海営業部長 平成25年6月 同社取締役執行役員営業本部長兼東海営業部長 平成27年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長兼東海営業部長 平成29年3月 同社取締役常務執行役員営業本部長 (現任) (現在に至る)	① 普通株式 0 株 ② 普通株式 52,050株 ③ 普通株式 10,410株
おざき あきひさ 尾崎 明久 (昭和31年1月7日生)	昭和54年4月 農林水産省入省 昭和62年4月 国土庁計画・調整局調整課専門調査官 平成16年7月 農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室室長 平成24年3月 近畿農政局整備部部長 平成25年7月 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所所長 平成27年12月 (株)ホクコン営業本部営業企画部部長 平成28年6月 同社総合企画本部顧問 平成29年6月 同社取締役総合企画本部顧問 (現任) (現在に至る)	① 普通株式 0 株 ② 普通株式 21,000 株 ③ 普通株式 4,200 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
はらだ こうじ 原田 浩二 (昭和37年12月3日生)	昭和60年4月 羽田ヒューム管(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社 平成14年6月 (株)ハネックス (現ゼニス羽田(株)) 静岡工場長 平成15年4月 同社熊谷工場長 平成18年7月 同社執行役員熊谷工場長 平成26年4月 ゼニス羽田(株)執行役員生産技術本部部長 平成27年4月 同社執行役員千葉工場長 平成29年4月 同社取締役生産技術本部長 平成29年6月 同社取締役常務執行役員生産技術本部長 (現任) 平成29年6月 当社取締役 (現任) (現在に至る)	① 普通株式 4,500 株 ② 普通株式 0 株 ③ 普通株式 900 株
やまもと ゆづる 山本 譲 (昭和43年10月23日生)	昭和62年4月 日本ゼニスパイプ(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社 平成16年4月 同社名古屋営業所長 平成21年4月 同社名古屋支店長兼三河営業所長兼静岡営業所長 平成25年4月 同社大阪支店長兼名古屋支店長 平成26年4月 ゼニス羽田(株)大阪支店長兼兵庫営業所長兼京都営業所長 平成29年4月 同社取締役本社営業部長 平成29年6月 同社取締役常務執行役員本社営業部長 平成29年6月 当社取締役 (現任) 平成30年4月 ゼニス羽田(株)取締役常務執行役員営業本部長兼本社営業部長兼営業第二部長 (現任) (現在に至る)	① 普通株式 3,800 株 ② 普通株式 0 株 ③ 普通株式 760 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
たかやま じょうじ 高山 丈二 (昭和26年9月1日生)	平成16年4月 会計検査院事務総長官房総括審議官 平成16年12月 同検査院第3局長 平成19年7月 同検査院第5局長 平成20年7月 国立国会図書館専門調査員 平成23年10月 独立行政法人日本原子力研究開発機構監事 平成26年6月 ㈱ホクコン取締役(現任) 平成28年2月 ㈱I.G.M.Holdings監査役(現任) (現在に至る)	① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株
こいけ くによし 小池 邦吉 (昭和44年7月9日生)	平成8年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)(現任) 港総合法律事務所入所(現任) 平成19年11月 東京弁護士会綱紀委員会委員 平成20年4月 法政大学法科大学院非常勤講師(現任) 平成23年4月 法政大学公務人材育成センター講師(現任) 平成23年10月 当社法律顧問(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 中央労働金庫理事(現任) (現在に至る)	① 普通株式 500株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社及び㈱ホクコンの間には、特別の利害関係はなく、また、共同持株会社との間で、特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 高山丈二氏、小池邦吉氏は社外取締役候補者であります。
3. 高山丈二氏につきましては、主に行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を備えておられることから、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小池邦吉氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 高山丈二氏と小池邦吉氏が社外取締役に選任された場合は、両氏と会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 高山丈二氏と小池邦吉氏が社外取締役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

8. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項  
共同持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
<p>おおつか さかえ 大塚 栄 (昭和25年11月27日生)</p>	<p>平成11年11月 ㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行）横浜西口支店長 平成13年7月 大和建设㈱常務執行役員 平成14年8月 昭和地所㈱財務部長 平成21年5月 ㈱Human21総務経理部部长 平成24年3月 ㈱ウイセラ経営統括部長 平成24年6月 当社監査役（現任） 平成26年4月 ゼニス羽田㈱監査役（現任） （現在に至る）</p>	<p>① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株</p>
<p>しみず としやす 清水 利康 (昭和27年8月22日生)</p>	<p>昭和46年4月 北陸コンクリート工業㈱（現㈱ホクコン）入社 平成11年7月 同社社長室事業化プロジェクトリーダー 平成18年3月 同社生産本部研究開発室室長 平成18年6月 ㈱中央材料研究所（現㈱M・T技研）代表取締役 平成25年4月 ㈱M・T技研取締役 平成28年6月 同社顧問 平成29年6月 ㈱ホクコン監査役（現任） （現在に至る）</p>	<p>① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株</p>
<p>ふくい つねかず 福井 経一 (昭和9年11月1日生)</p>	<p>昭和34年4月 建設省（現国土交通省）入省 昭和62年7月 同省都市局下水道部長 平成3年9月 日本下水道事業団理事 平成9年6月 社団法人日本下水道協会常務理事 平成10年7月 同協会理事長 平成17年7月 同協会顧問 平成17年8月 日本ゼニスパイプ㈱（現ゼニス羽田㈱）監査役 平成23年4月 当社監査役（現任） （現在に至る）</p>	<p>① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株</p>



氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
しもやす おさむ 下保 修 (昭和29年4月14日生)	昭和52年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成2年4月 同省大臣官房技術調査官 平成6年4月 同省東北地方建設局企画部企画調整官 平成10年1月 同省道路局高速道路課高速道路調整官 平成18年7月 国土交通省道路局地方道・環境課課長 平成21年7月 同省大臣官房技術審議官 平成23年1月 同省関東地方整備局長 平成24年9月 国土交通省退職 平成24年12月 財団法人日本建設情報総合センター顧問 平成25年5月 一般社団法人日本橋梁建設協会副会長兼専務理事 平成27年6月 ㈱ホクコン監査役（現任） 平成29年4月 鹿島建設㈱執行役員技師長（現任） (現在に至る)	① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社及び㈱ホクコンの間には、特別の利害関係はなく、また、共同持株会社との間で、特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 福井経一氏、下保修氏は社外監査役候補者であります。
3. 福井経一氏につきましては、社団法人日本下水道協会の理事長の経験を通じ下水道分野に精通されており、また幅広い知識と高い見識を備えておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 下保修氏につきましては、主に行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を備えておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 福井経一氏と下保修氏が監査役に選任された場合には、両氏と会社法第423条第1項の責任について、両氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 福井経一氏と下保修氏が社外監査役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

9. 共同持株会社の補欠監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項  
共同持株会社の補欠監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式数 ②所有する㈱ホクコンの株式数 ③割当てられる共同持株会社の株式数
せんだ ひとし 千田 適 (昭和23年11月22日生)	昭和54年4月 弁護士登録 平成12年4月 大阪地方裁判所調停委員（現任） 平成18年4月 日本弁護士連合会監事 平成22年6月 ㈱ホクコン監査役（現任）  (現在に至る)	① 普通株式 0株 ② 普通株式 0株 ③ 普通株式 0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社及び㈱ホクコンとの間には、特別の利害関係はなく、また、共同持株会社との間で、特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 千田適氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 千田適氏につきましては、企業法務等に関する弁護士としての経験と専門知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 千田適氏が補欠監査役に選任され、その後監査役に就任された場合には、同氏と会社法第423条第1項の責任について、同氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

10. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項  
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名称	監査法人大手門会計事務所		
事務所所在地	東京都中央区新川一丁目17番24号		
概要	出資金		17百万円
	構成人員	社員 (公認会計士)	7名
		職員 (公認会計士)	8名
		(その他職員)	3名
	合計		18名
	監査証明業務		21先
沿革	昭和52年9月	大手門公認会計士共同事務所設立	
	昭和58年5月	監査法人大手門会計事務所設立	

(平成30年3月31日現在)

名称	四谷監査法人		
事務所所在地	東京都千代田区六番町7番地4 六番町学園通ビル		
概要	出資金		9百万円
	構成人員	社員 (公認会計士)	12名
		職員 (公認会計士)	5名
		職員 (公認会計士 試験合格者)	3名
	合計		20名
	監査証明業務		10先
沿革	昭和56年9月	四谷公認会計士共同事務所設立	
	平成20年12月	四谷監査法人設立	

# 株式移転計画書（写）

株式会社ホクコン（以下「甲」という。）及びゼニス羽田ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式会社ベルテクスコーポレーション（以下「新会社」という。）を設立するため、次のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

## 第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する新会社の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

## 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下に定めるとおりとする。
  - (1) 目的  
新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
新会社の商号は、「株式会社ベルテクスコーポレーション」とし、英文では「Vertex Corporation」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
新会社の本店の所在地は東京都千代田区麹町五丁目7番地2とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
新会社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

## 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

花村	進治
田中	義人
高根	総

土屋 明秀  
仙波 昌  
恵美 健一  
尾崎 明久  
原田 浩二  
山本 譲  
高山 丈二 (社外取締役)  
小池 邦吉 (社外取締役)

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

大塚 栄  
清水 利康  
福井 経一 (社外監査役)  
下保 修 (社外監査役)

3. 新会社の設立時補欠監査役の氏名は次のとおりとする。

千田 適 (社外監査役)

4. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人大手門会計事務所  
四谷監査法人

#### 第4条 (本株式移転に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 新会社が、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) における甲及び乙の株主に対して交付するその甲及び乙の株式に代わる新会社の株式の数は、以下の各号に定める数の合計数とする。
  - (1) 甲が基準時現在発行している株式数の合計に0.2を乗じた数
  - (2) 乙が基準時現在発行している株式数の合計に0.2を乗じた数
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有する株式につき、以下に定める割合にて前項の新会社の株式を割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対して、その保有する甲の株式1株につき、新会社の株式0.2株
  - (2) 乙の株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、新会社の株式0.2株
3. 前2項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社設立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
30億円
- (2) 資本準備金の額  
7億5,000万円
- (3) 利益準備金の額  
0円
- (4) 資本剰余金の額  
会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

#### 第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、平成30年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲及び乙は、それぞれ、平成30年6月28日、平成30年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、前項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（新会社の株式上場）

新会社は、成立日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。

#### 第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、本計画作成後新会社成立の日までの間に、その時点における甲の株主に対し、総額43,430,875円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、本計画作成後新会社成立の日までの間に、その時点における乙の株主に対し、総額376,514,030円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

#### 第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

#### 第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な国内外の関係法令に定められた関係官庁の承認が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

（以下余白）

以上、本計画作成の証として本書を二通作成し、甲及び乙各自記名捺印の上、各一通を保有する。

平成30年5月15日

(甲) 福井県越前市北府1丁目2番地38号  
株式会社ホクコン  
代表取締役社長 花村 進治

(乙) 東京都千代田区麹町五丁目7番地2  
ゼニス羽田ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 土屋 明秀



定 款

第1章 総 則

第1条 当社は、株式会社ベルテクスコーポレーションと称する。英文ではVertex Corporationと表示する。

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 土木建築用コンクリート製品並びに関連資材と原材料の製造及び販売
- (2) 落石防護柵、雪崩予防柵、斜面受圧板等の防災製品の製造、販売並びに防災設備の設計、製造及び販売
- (3) 環境調査及び保全業務、並びに環境事業に関する機械設備等の製造及び販売
- (4) 構築物とこれに付帯する機械設備、機械部品の製造、加工及び販売並びに調査、試験及び診断業務の受託
- (5) 各種窯業製品及び窯業原材料等の製造、加工及び販売
- (6) 鋳鉄鋳造製品及び各種コンクリート製品型枠等の製造、加工及び販売
- (7) 簡易用、公衆用等のトイレ及びその関連製品の製造、加工並びに販売
- (8) 非接触型アイディー・タグ（アイシー・チップを使用した情報認識装置）及びそれに付属する製品の製造、加工、販売並びに賃貸借
- (9) 工業所有権・著作権等の無体財産権及びその他各種ソフトウェアの企画開発、製作、取得並びに販売
- (10) インターネットの接続仲介及びアクセスサービス業並びにインターネットを利用した各種の情報処理・情報提供サービス業
- (11) 映像・情報・広告宣伝媒体等の企画、編集、製作及び販売
- (12) 食料品、酒類及び農林水畜産物とその関連商品並びに地域特産物に関する企画、生産、加工及び販売並びに輸出入
- (13) 建設機械等の産業機械及び農業用機械器具並びに食品加工設備の製造、加工、販売、賃貸借、リース及びレンタル
- (14) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (15) 高齢者向け住宅及び介護施設並びにホテル等の宿泊施設、レジャー施設、スポーツクラブ、公衆浴場施設及び飲食店等の経営、企画、設計、施工並びに運営管理

- (16) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務並びにこれに関連する機器等の製造、加工、販売及び賃貸借
- (17) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (18) 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
- (19) 企業・団体の委託を受けて行う次に掲げる業務
  - (ア) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
  - (イ) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保険、退職等に伴う事務の処理業務
  - (ウ) 文書作成、発送その他の文書事務に関する各種作業
  - (エ) 建設工事の設計図書の製作業務
  - (オ) 保養施設の管理運営業務
  - (カ) 新事業創出に関する企画提案
  - (キ) 各種行事、研修、セミナー等の企画、運営及び実施
  - (ク) 事務用品、贈答品等の調達及び保管
  - (ケ) 人材育成のための教育研修事業及びカウンセリング
  - (コ) ビル及びこれに付随する設備のメンテナンス
- (20) 前各号の事業に関連する諸工事の設計、施工、保守及び請負、コンサルティング業務並びに動産の賃貸借
- (21) 前各号の事業に付帯又は関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号の事業及び前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条 当社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条 当社の単元未満株式を保有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他の株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第12条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、株主権行使の手続き、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役社長に支障がある場合は、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

第26条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において予め補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 第1項の定めによる予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとする。

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第45条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を支払う。

第46条 配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。



## 附 則

第1条 第44条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から翌年の3月31日までとする。

第2条 第29条及び第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役及び監査役の報酬等の額はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役 年額400百万円以内
- (2) 監査役 年額 60百万円以内

第3条 当附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました「監査法人よつば総合事務所」は、平成29年9月30日付で当社との監査契約を解除し、会計監査人を辞任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成29年10月5日開催の監査役会において「監査法人大手門会計事務所」を一時会計監査人に選任し、平成29年10月17日付で就任しております。

つきましては、一時会計監査人であります「監査法人大手門会計事務所」を、改めて会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人大手門会計事務所を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は長年にわたる企業会計監査の実績を有し、会計監査人として必要な専門性と独立性、ならびに職業的専門家としての適時適切な監査判断を可能とする監査の品質管理体制を保持しており、当社の会計監査が、適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名称	監査法人大手門会計事務所	
事務所所在地	東京都中央区新川一丁目17番24号	
概要	出資金	17百万円
	構成人員 社員（公認会計士）	7名
	職員（公認会計士）	8名
	（その他職員）	3名
	合計	18名
	監査証明業務	21先
沿革	昭和52年9月	大手門公認会計士共同事務所設立
	昭和58年5月	監査法人大手門会計事務所設立

以上



## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町 6-6  
スクワール麹町 3階会議室



### 【交通のご案内】

- JR 四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分
- 東京メトロ (丸ノ内線) 四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ (南北線) 四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ (有楽町線) 麹町駅より徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。